

(5)

架空請求・振り込め詐欺にご注意ください

市内の個人宅に手紙や電話によって公的機関やNPO法人を名乗った、「架空請求」や「振り込め詐欺」と疑われる事例が発生しています。

事例では、市役所などの公的機関を名乗って信用させたり、「訴訟になる」などと不安感を募らせるような表現を使っていますが、あわてて対応しないで、落ち着いて事実関係をよく確かめてください。

身に覚えのない不審な通知や電話があった場合は、幸手警察署（☎42-0110）までご連絡ください。

問合せ くらし安全課☎(43)1111内線175

FAX(44)0257

4月1日から 後期高齢者医療制度が はじまります

75歳以上の人（または一定の障がいがあり、広域連合で認定した65歳以上の人）は、4月から「後期高齢者医療制度」の被保険者になります。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成21年 7月31日

被保険者番号 12345678
住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3-14-1

氏名 後期 太郎 性別 男
生 年 月 日 昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日 平成 20年 4月 1日
発 効 期 日 平成 20年 4月 1日
交 付 年 月 日 平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合 1割

保 険 者 番 号 12345678
保 険 者 名 埼玉県後期高齢者医療広域連合

▲後期高齢者医療制度の新しい保険証

Q. 保険証はどんな
もの？



A. 後期高齢者医療制度の新しい被保険者証（保険証）は、郵便局員が直接手渡しする配達記録郵便でお送りします。3月下旬に市役所から発送する予定です。新しい保険証が届きましたら住所・氏名・生年月日などの内容をご確認ください。



Q. 保険証の有効期限は？

A. 新しい保険証の有効期限は平成21年7月31日です。その後は毎年8月1日に更新されます。

Q. 今、限度額適用認定証を受けている人は？

A. 現在、限度額適用・標準負担額減額認定証および特定疾病療養受療証の交付を受けている人は、新しい認定証などを、保険証とは別に郵送します。

Q. お医者さんにかかるときの自己負担割合は？

A. お医者さんの窓口では、現在の老人保健制

度と同様、かかった医療費の一部（1割）ただし、現役並み所得者は3割を負担していただきます。お医者さんにかかるときは、後期高齢者医療制度の保険証をお持ちください。

Q. 医療費が高額になった場合は？

A. 現在の老人保健制度と同様、高額療養費やコルセットなどの補そう具代なども給付されます。

Q. 保養所などの助成制度はあるの？

A. 後期高齢者医療制度には、保養所の助成制度は設定していません。

Q. 保険料はどう納めるの？

A. 保険料は、原則として4月支給の年金から天引きされます。4月上旬に、年金から保険料を天引きする人に通知書を送付します。社会保険などの被用者保険の被保険者であった人や平成19年10月以降に75歳になった人は、平成20年度に限り、10月から年金天引きの対象となります。

年金受給額の年額が18万円未満の人や、介護保険料と合わせた額が、支給される年金額の2分の1を超える人は年金天引きの対象となりません。7月に送付する納入通知書で保険料を納めていただきます。

問合せ 保険年金課☎(43)1111内線144・FAX(43)1125

古い被保険者証（保険証）などの回収

古い保険証・高齢受給者証・老人保健受給者証は、各公民館などの回収箱に入れてください。

回収箱設置場所 各公民館、図書館、勤労福祉会館、幸手団地管理サービス事務所、ウェルス幸手、市役所保険年金課窓口

回収期間 4月1日（火）～5月7日（水）

※事務処理の関係により一部の人は返信用封筒で回収します。ご協力をお願いします。

問合せ 保険年金課☎(43)1111内線146・FAX(43)1125